

佐賀県新産業集積エリア（有田・唐津）に係る
企業誘致プロモーション業務委託企画コンペ実施要領

別 添 1 業務委託仕様書

別 添 2 委託候補者評価基準

別 添 3 （参考）佐賀県企業立地のご案内

別 添 4 （参考）佐賀県産業団地のご案内

様式第1号 仕様書等に対する質問書

様式第2号の1 参加資格確認申請書（単独企業用）

様式第2号の2 参加資格確認申請書（共同企業体用）

様式第2号の3 共同体協定書（見本）

様式第3号 誓約書

様式第4号 提案書（送付）

様式第5号 実績書

佐賀県新産業集積エリア（有田・唐津）に係る企業誘致プロモーション業務委託 企画コンペ実施要領

この企画コンペ実施要領は、新産業集積エリア（有田・唐津）に係る企業誘致プロモーション業務委託の企画コンペの実施について、参加者が留意すべき事項を記したものであり、参加希望者は、次の事項を熟知の上、参加資格確認申請書等を提出されるようお願いします。

1 公示日

令和5年8月24日（木曜日）

2 企画コンペを行う事項

- (1) 委託業務名：佐賀県新産業集積エリア（有田・唐津）に係る
企業誘致プロモーション業務委託
- (2) 業務内容：別添1「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間：契約締結の日から令和6年3月29日（金曜日）まで
- (4) 委託上限額：10,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）
※本事業を履行するすべての経費を含むこと。

3 説明会 実施しない。

4 企画コンペ実施方法

企画コンペ方式により受託者を決定する。なお、企画コンペにおいては、提案書の内容を、別添2「委託候補者評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づく評価により書面審査を実施することとし、審査の結果、最優秀提案事業者を受託者として決定する。

(1) 参加資格確認申請書の提出

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式第2号）に関係書類を添付のうえ、参加資格の確認を受けること。

ア 提出期限：令和5年8月30日（水曜日）15：00迄（必着）

イ 提出場所：佐賀県 産業労働部 企業立地課

（佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館9階）

ウ 提出方法：持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、アの提出期限、イの提出場所に必着のこと。

エ 提出書類

- 1 参加資格確認申請書 様式第1号 ……1部
- 2 会社概要（パンフレット等） ……1部
- 3 協定書の写し（共同事業体のみ） ……1部

オ 結果の通知：提出者すべてに令和5年9月6日（水曜日）までに通知する。

(2) 提案書等の提出

ア 提出期限：令和5年9月13日（水曜日）15：00迄（必着）

イ 提出場所：佐賀県 産業労働部 企業立地課

（佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館9階）

ウ 提出方法：持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、アの提出期限、イの提出場所に必着のこと。

エ 提案書等の受付

1 提出書類

- ① 表紙 様式第4号 ……1部
- ② 提案書（任意様式） ……カラーで7部及び電子データ1部
 - a 仕様書の趣旨を踏まえ、同仕様書中「4 委託業務の内容」に示す項目を参考に整理し、提案する内容とそれに付随する事項をすべて盛り込んで作成すること。また、業務にあたっては、別添3「佐賀県企業立地のご案内」、別添4「佐賀県産業団地のご案内」を参考とすること。
 - b 業務の実施方針及び手法、内容とともに、実施スケジュール案及び業務運営体制について記載すること。
 - c A4 カラー印刷長編綴じ（ホチキス留め、A3の折り込みも可）とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。なお、紙と同一の電子データも1部提出すること（電子データはPowerPoint 又はPDF形式とする。）。
 - d その他、仕様書及び評価基準に基づいた提案内容や業務遂行能力を判断するために必要な事項を記載すること。
- ③ 見積書（任意様式） ……7部（原本1部＋写6部）
 - a 見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。なお、消費税及び地方消費税の税率は10%で算定すること
 - b 宛先は「佐賀県産業労働部企業立地課長」あてとし、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載し、提出すること（原本）
- ④ 実績書 様式第5号 ……7部（原本1部＋写6部）

2 提案書等の取扱い

- ① 提出する提案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- ② 提案書の記載事項については、原則として全て履行しなければならない。
- ③ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- ④ 提出された書類は返却しない。
- ⑤ 本企画コンペに係る提出書類作成等に関する費用はすべて提出者の負担とする。

(3) 書面審査（評価に関する事項）について

- ア 評価基準（配点入り）は別紙のとおりとする。
- イ 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- ウ 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。
- エ 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、審査会長が審査会の意見を聴いて、最優秀提案事業者を決定する。
- オ 最優秀提案事業者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案事業者として手続きを行う。なお、最優秀提案事業者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者になった場合も同様とする。
- カ 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画提案書に基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- キ 審査結果については、令和5年9月15日（金曜日）までにすべての提案者に通知する。なお、審査経緯については公表しない。また県のホームページで契約の相手方、評価項目等を公表する。

5 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する

暴力団員を言う。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

〈複数事業者による共同事業者の場合〉

- (1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の(1)から(5)までの条件を満たすこと。共同事業者と契約を行う場合は、共同事業者の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業者の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業者の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

6 契約書及び契約保証金について

- (1) 契約書の要否 : 要
- (2) 契約保証金 : 佐賀県財務規則に基づく
- (3) 提案書との関係 : 提案書に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

7 実施スケジュール(予定)

- 令和5年8月24日(木) 県ホームページでの公募開始
- 令和5年8月30日(水) 参加資格確認申請書及び質問書受付期限
- 令和5年9月6日(水) 参加資格結果通知及び質問回答期限
- 令和5年9月13日(水) 提案書・見積書提出期限
- 令和5年9月14日(木) 企画コンペ審査(書面)
- 令和5年9月15日(金) までに委託業者決定

8 その他

- (1) 提案に際しては、委託先として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (2) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (3) 失格要件
虚偽の掲載をした参加資格確認申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者

又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加資格確認申請等は無効とする。

また、次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 本件企画コンペ手続きについて不正を行った場合

イ 代理人でその資格がない場合

ウ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

エ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 仕様書に対する質問がある場合は、令和5年8月30日(水曜日)午後3時までに様式第1号に記載のうえ、電子メールにて「9 問い合わせ先」まで連絡すること。質問への回答は令和5年9月6日(水曜日)までに質問者に対し電子メールにより回答する。また、必要に応じて、県のホームページに公開する。

(5) 企画コンペ手続きの中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続きを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本手続きを公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他のやむを得ない理由により、本手続きを行うことができないとき。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

9 遵守事項

受託者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を駆使するとともに、佐賀県職員の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託者は、受託業務の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

10 問い合わせ先・書類提出先

佐賀県 産業労働部 企業立地課 担当：高森・宇都宮

住所：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館9階

電話：0952-25-7097 FAX：0952-25-7384

E-MAIL：kigyouricchi@pref.saga.lg.jp